

郵政民営化委員会ご説明資料

平成30年3月23日

一般社団法人 第二地方銀行協会

ゆうちょ銀行の預入限度額規制に対する基本的考え方

ゆうちょ銀行の完全民営化に向けた道筋は依然として示されておらず、民間金融機関との公平な競争条件が確保されていない状況が続いており、預入限度額規制の緩和については慎重に検討していただきたい。

(理由 1) 連携・協調

- 当協会会員行は、これまでゆうちょ銀行とATM提携や全銀システムを通じた相互入金によりお客さまの利便性向上を図るほか、地域活性化ファンドへの共同出資などにより地方創生・地域経済の活性化に取り組んでいる。

ゆうちょ銀行との連携・協調は、公平な競争条件の確保が大前提。預入限度額規制の緩和などは、ゆうちょ銀行が目指すビジネスモデルの柱の1つである民間金融機関との連携・協調の流れを阻害し、地方創生・地域経済の活性化にマイナス。

当協会会員行とゆうちょ銀行との連携・協調状況

	具体的な取組内容	会員行 (41 行)
地域活性化ファンドへの共同出資	地元の中堅・中小企業を対象に、事業承継・事業再生等のニーズがある企業の支援など	うち12行 (ほか検討中)
全銀システムを通じた相互入金	ゆうちょ銀行口座と民間金融機関口座間での振込み	全行
ATM提携	民間金融機関のキャッシュカード等の利用者がゆうちょ銀行のATMを、ゆうちょ銀行のキャッシュカード利用者が民間金融機関のATM・CDを相互に利用できるサービス	全行

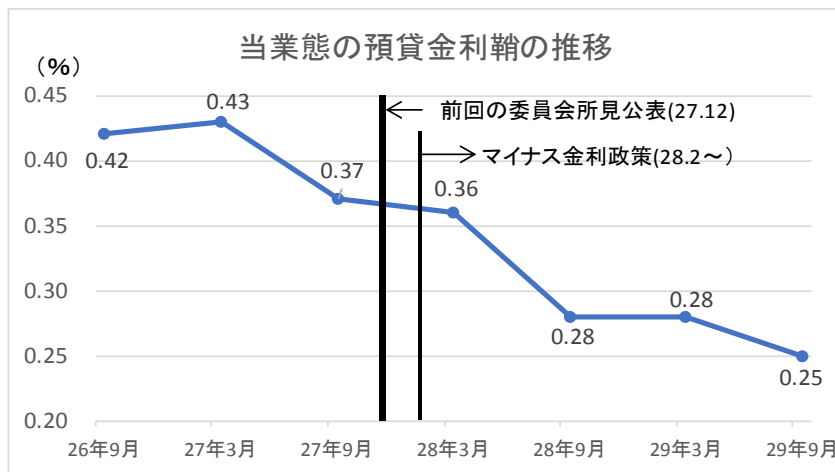
ゆうちょ銀行の重点施策

- ① 自らの経営の健全性を維持するために貯金残高を抑制しつつ国際分散投資を推進
- ② 顧客の資産形成に貢献するために貯蓄からつみたてNISA等への投資を推進
- ③ 地域経済の活性化に貢献するため地域金融機関との連携を強化

(理由2) 資金シフトの恐れ

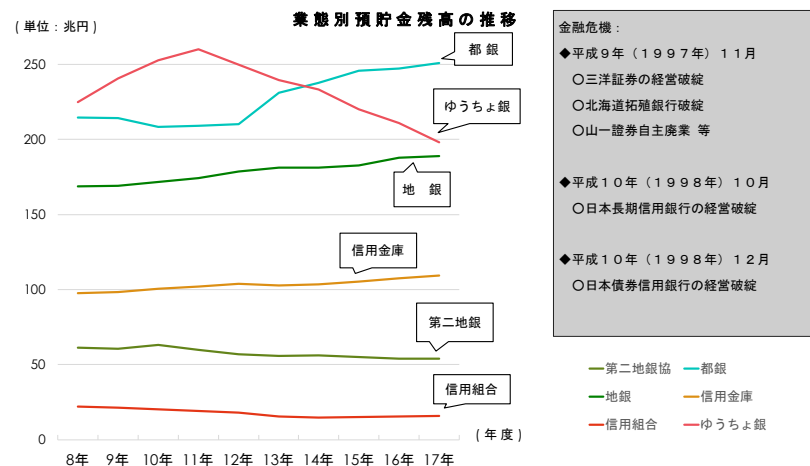
- 平成28年2月に日本銀行が導入したマイナス金利政策は、貸出金の平均利回りを引下げ、累積的に銀行収益にマイナスの影響を与える。
- 近い将来、金融・経済環境が急激に変化し、一部の民間金融機関において風評リスクが発生したような場合には、健全な金融機関の預金も含め、「政府の間接出資」の残るゆうちょ銀行への資金シフトが生じかねない。

平成27年12月の前回
所見の公表時とは大きく
状況が異なる



(出典) 会員行の「決算状況表」に基づき当協会作成

地域経済・地域金融に
甚大な影響を及ぼす恐れ



(出典) 日本銀行公表「民間金融機関の資産・負債」、日本郵政グループホームページ等

(理由3) 公平な競争条件の確保

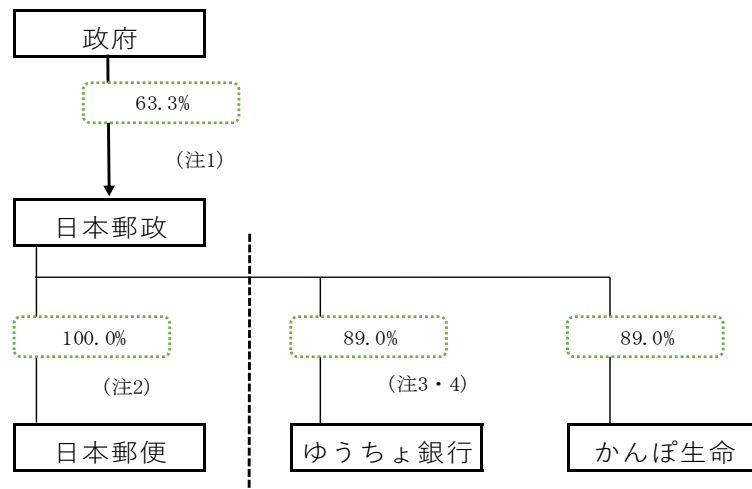
- 平成29年9月に、日本郵政(株)の政府保有株式の第二次売出しが行われたが、ゆうちょ銀行株式の同時売却は行われず、未だ完全民営化の道筋が見えていない。



ゆうちょ銀行に政府の間接出資が残る間は、公平な競争条件を確保するための措置が必須（改正郵政民営化法第2条＜基本理念＞）。

日本郵政グループの議決権構成

(H29. 9. 30時点)



(注1) 郵政民営化法第7条第1項において、できる限り早期に減ずる旨を規定（ただし、その割合は3分の1超）。

(注2) 日本郵政株式会社法第6条により、常時、日本郵便(株)の発行済株式の総数を保有しなければならない旨を規定。

(注3) 郵政民営化法第7条第2項において、その全部を処分することを目指し、ゆうちょ銀行等経営状況等を勘案しつつ、できる限り早期に処分する旨を規定。なお、平成26年12月公表の「日本郵政グループ3社の株式上場について」では、当面50%程度になるまで段階的に売却する旨明記。

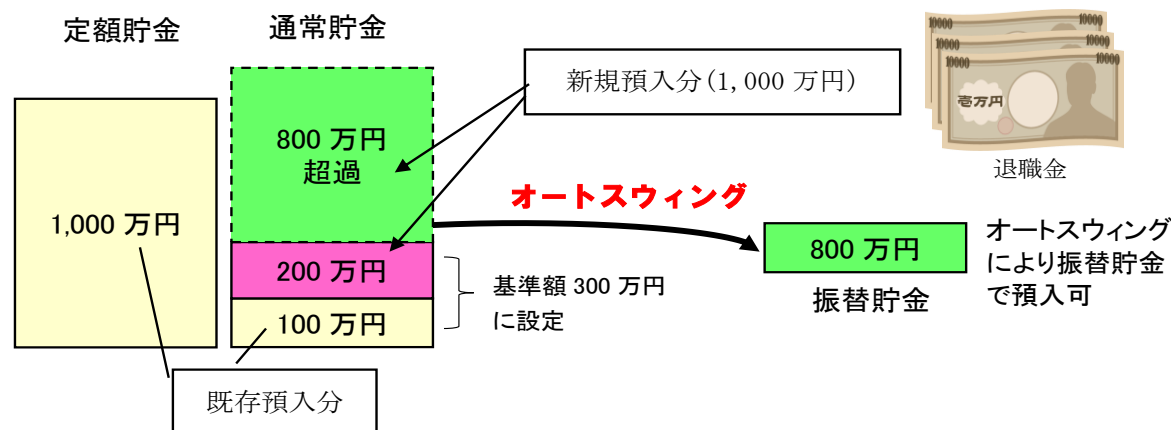
(注4) 日本郵政を通じた政府のゆうちょ銀行の議決権割合は56.3%（政府の日本郵政株式の議決権割合63.3%×日本郵政のゆうちょ銀行株式の議決権割合89.0%）。

(理由 4) 顧客利便性の向上

○ 預入限度額オーバーのお客さまの利便性向上への対応

- 上記課題は、以下の取組み等により対応することが可能。
- ・ お客さまへの説明のためのホームページ、説明用チラシ、ゆうちょコールセンターの充実
 - ・ ゆうちょ銀行直営店および郵便局をサポートするためのパートナーセンターの機能強化
 - ・ 預入限度額オーバーの大口顧客の投資信託購入や退職金の受入れなどのためのオートスウィング基準額管理の改善

オートスウィング基準額の概要（定額貯金を1,000万円、オートスウィング基準額を300万円に設定しているケース）



まとめ

- 郵政民営化委員会においては、ゆうちょ銀行が改正郵政民営化法の基本理念を踏まえ、民間金融機関との望ましい連携・協調関係を構築し、地域経済の発展に貢献しつつ、円滑な郵政民営化が進むよう、預入限度額規制の緩和について慎重な検討が行われることを強く希望。

（参考）改正郵政民営化法第2条（抜粋）

「郵政民営化は、（中略）地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ、（中略）同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを基本として行われるものとする」